

# 財産処分の概要及び手続きについて

## 財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、事業譲渡、事業廃止等する場合は、財産処分の都による事前承認が必要です。また、経過年数によっては、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(令和6年度時点)【寄宿舍の場合】

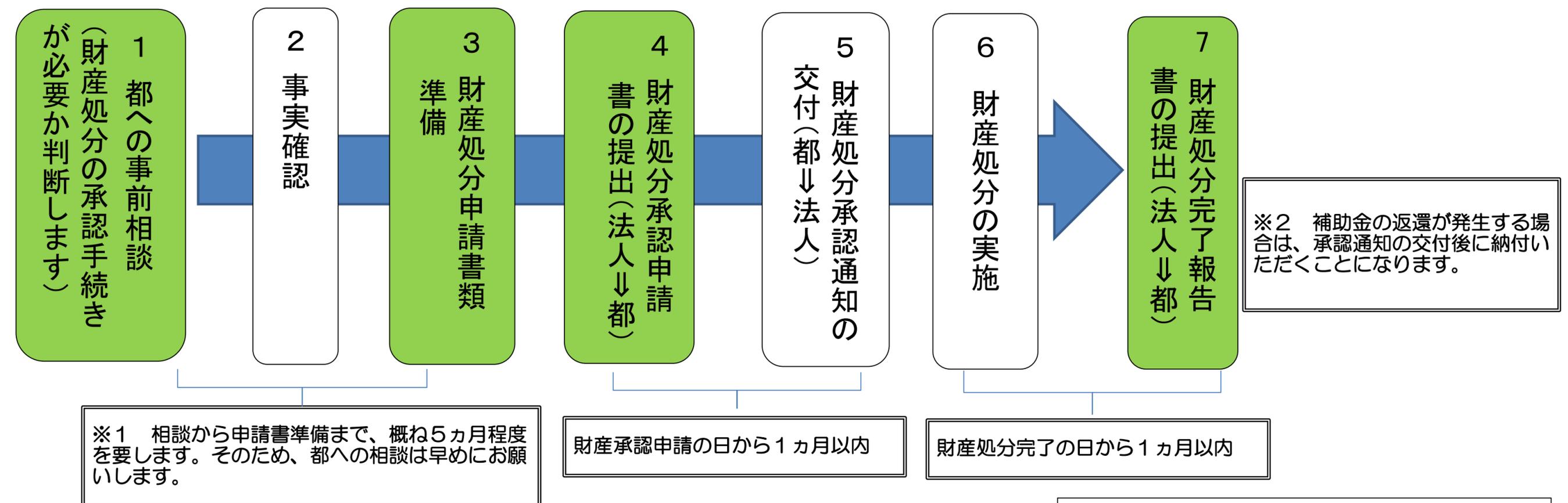
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築(移転を含む)
- ②部屋の用途変更(倉庫を居室に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

## 財産処分の手続きの流れ



補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せず**に必ず事前(5カ月前程度)に都にご相談いただきますようお願いいたします。**

問い合わせ先  
東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課  
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377